

第3回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和4年10月7日（金）15時00分～17時25分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、多久和委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西本委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 発注元及び使用者・労働者別書面による意見聴取結果について

(2) 金額審議について

(3) その他

5 資料目次

(1) 鳥取県内の雇用情勢（令和4年8月分）

(2) 最近の雇用失業情勢（令和4年8月の内容）

(3) 鳥取県の経済動向（鳥取県）（令和4年10月号）

(4) 鳥取県の経済動向（R4.4～R4.10）、鳥取県内の経済情勢（R4.4、R4.7）

(5) 山陰の金融経済動向（日本銀行松江支店 2022年10月3日）

(6) 山陰の「企業短期経済観測調査」結果（2022年9月調査）（日本銀行松江支店）

(7) 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県）

- (8) 消費者物価指数（全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数、鳥取市時系列リスト、消費者物価指数の推移（鳥取市・全国））

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 ただ今から第3回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本専門部会の成立について確認いたします。本日の委員の出席状況ですが、使用者を代表する田中委員より、遅れる旨連絡を頂いています。現時点で9名の委員のうち、8名の御出席を頂いています。最低賃金審議会第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の審議会は公開しており、傍聴の希望はありませんでしたが、1社の報道機関の方がお見えになっています。

報道機関の方に申し上げます。カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、今後の進行を部会長にお願いいたします。

○佐藤部会長 こんにちは。では、第3回専門部会を開催します。次第に従って進めさせていただきます。

議事の1番目、発注元及び関係労使からの意見聴取結果について事務局から説明をお願いいたします。

○片山賃金室長 まず、書面による意見聴取結果について説明します。委員の皆様のお手元にお配りしております委員限り資料を御覧ください。

発注者宛て書面による意見聴取結果として、35件依頼をしまして、回答が27件でした。

1番目、事業所の概要で、上部組織があるが8件、上部組織がないが19件となっています。

それから、発注者として下請との取引について、下請との取引があるが19件、取引がないが8件となっています。

③の鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を知っているかという問いについては、回答者全員が「知っている」という回答になっております。

大きな項目の2番目です。発注者としての下請取引状況について、下請事業所の数、これは1から5社というのが12件、6から10社が3件、11から20社が1件、21から30社が1件、30社以上というのが2件となっています。

大きな3番目、①下請代金の額の決定についてはどのように決定しているかという内容ですが、複数回答で、指値としているものが1件、見積り合わせが10件、受注側事業者との協議が10件で、計21件です。

②過去5年以内に円高等の理由による下請代金の引下げについて、引き下げたことはないというのが19件で、それ以外はありませんでした。

③過去5年以内の下請事業所からの下請代金引上げ要請については、求められたことがないというのが6件、求められたことがあったというのが13件です。求められたことがあったの内訳については複数回答で、特に多いのが労務費の上昇、2番目に多いのが原材料価格の高騰、3番目が原油価格や燃料費の高騰、電気料金の高騰、その他となっています。

④直近1年間以内で下請事業所からの労務費上昇を理由とする下請代金の引上げ要請があったかどうかということですが、要請されたという事業所が10件、要請されていないが9件という回答になっています。

⑤は、設問③、④の内容を受けて、下請代金の引上げを求められたことがある場合の対応についてですが、求められたことがあったのが13件ですので、その内訳ということになります。協議に応じているというのが12件、1件だけ、協議に応じたが反映しなかったとなっています。反映しなかった理由は複数回答として、競合製品との競争力維持のため、及び、その他という回答になっています。

次に、4番目、消費税等の取扱いですが、下請代金に消費税を含むかどうかということとして、消費税を含む額としているものが17件、含んでいないというのが1件、無回答が1件という内容になっています。

5番目の質問です。コロナウイルス感染症の影響についてで、これは回収したすべての事業所の回答となっています。影響があったとするものが20件、影響がないが7件です。

次に、6番目、原材料費の高騰など外的要因の影響があったかどうかですが、これも影響があったとしたものが23件、影響がないというのが4件です。

続きまして、資料ナンバー2に、ただ今の発注者宛てアンケートにおいて、回答のありました内容をそれぞれ回答ごとにどのような状況であったのかというものを示しております

す。これはまた御覧いただければと思います。

続いて、労使への書面による意見聴取について説明します。資料ナンバー3に使用者側の回答として取りまとめています。回答数は30件です。

まず、今年度、賃金改定を行ったかどうかという設問では、行ったという事業所が20件、行っていないという事業所が10件でした。このうち、改定を行ったと回答した使用者のうちで賃上げをしたという事業所につきましては18件、賃下げはなしで、無回答が2件となっています。また、賃金改定を行わなかったと回答をした使用者のうち、今後改定を予定しているという事業所は4件、改定予定のないものが4件、無回答が2件となっています。

②は賃金改定を実施するに当たっての新型コロナウイルス感染症の影響があったかどうかというのですが、影響ありとの回答が17件、影響なしが13件となっています。

③、賃金改定を実施するに当たって原材料高騰などの外的要因の影響があったかどうか、これも、影響があるが18件、影響ないが12件となっています。

問2、過去3年間の賃上げ改定状況について、それぞれ元年から3年までを載せております。元年を読みますと、賃上げをしたもの21件、賃下げをしたものゼロ件、改定していないもの6件、無回答3件。令和2年は、賃上げ17件、賃下げゼロ件、改定なし10件、無回答3件。令和3年、賃上げ23件、賃下げゼロ件、改定なし6件、無回答1件となっています。

問3です。業況への新型コロナウイルス感染症の影響があったかどうかという問いですが、影響あったとするものが26件、影響なしは4件となります。

同じく問4ですが、業況への原材料高騰などの外的要因の影響があったかどうか。影響あったものが24件、影響ないは6件となります。

問5、今年度上半期の業況は昨年下半期と比較してどうかという問いに対して、上昇、変わらない、下降、それぞれ10件ずつの回答です。

同じように、今年度下半期の業況、上半期と比較してという問合せに対して、上昇が2件、変わらないが16件、下降が10件、無回答2件です。

問6、下請事業者への業務の発注についてですが、昨年6月以降の単価変動、発注単価の変動があったかどうかという内容について、まず、下請発注をしていないものが10件、下請発注しているものが19件、無回答が1件ということです。この下請発注しているものに対して、変動があり上がったという回答が4件、変動がなかったというのが14件で

す。この下請発注している事業者に対しまして、過去5年間、下請等の取引条件の変更を行ったかどうかという設問に対しては、変更なしが14件、変更したはゼロ件、無回答が5件という結果になっています。

問7、他の事業者からの下請の受注については、昨年6月以降、受注単価の変動があったかどうかということですが、業務の下請を行っていないというのが6件、下請を行っているが20件、無回答4件です。このうち、業務の下請負を行っている20件の内容ですが、変動があって上がったというものが6件、変動があって下がったというものが1件、変動なしが11件、この変動の有無についての無回答が2件という内容になっています。それで、下請を行っている20社に対して、過去5年間下請との取引条件の変更についての設問では、変更なし12件、変更あり4件、無回答4件という回答になっています。

続きまして、問8、電子部品等製造業最低賃金が定められていることについて、知っていたと回答したのが29件、無回答が1件、知らなかったはゼロ件です。その金額について知っていたかどうかということですが、これは知っていた29件に対する回答で、知っていた28件、知らなかった1件で、ほとんどの事業者が金額まで知っていたということになります。

続きまして、問9、適用除外業務に従事する者について鳥取県最低賃金が適用されることについては、知っていたが23件、知らなかったが6件、無回答1件となっています。

問10では、電子部品等製造業最低賃金の改正をどう思うかという問いですが、改正すべきが14件、改正する必要はないが11件、何とも言えないが1件、無回答が4件となっています。

ちなみに、改正すべきと回答された14件のそれぞれの金額内訳というものを問11のところで示しております。件数の多いものとしては855円が3件、同じく1,000円が3件、それから900円が2件、あとは854円、858円、860円、950円がそれぞれ1件ずつ、無回答が2件という内容になっています。

使用者側の最後、問12、最低賃金の引上げに向けた中小企業、小規模事業所への支援策があることについて知っていたかどうか、あるいは活用したかどうかということですが、まず、知っていて、なおかつ活用もしたというのが4件、知っていたけども活用しなかったというものが15件、知っていたと回答はされましたけども活用したかどうかを回答されなかったものが4件、知らなかったが4件、無回答が3件となっています。

以上が使用者側の回答となります。

続きまして、労働者側の回答です。

まず、性別、男女別ですが、男性6人、女性20人の26人から回答を得ています。年齢構成につきましては、一番多いのが40歳代、2番目が30歳代、3番目が60歳以上、4番目に50歳代、それから20歳代、10歳代という形になっています。家計主体かどうかという問合せに対しまして、家計主体であると答えた方が7人、家計主体者ではないと答えた方が18人、無回答が1人ということです。それから、勤続年数につきましては、1年未満は4人、1年が5人、2年が2人、4年1人、5年1人、6から7年3人、8から10年2人、11年から14年が3人、15年以上が5人という内訳です。雇用形態、正規、非正規の割合ですが、正規労働者11人、非正規労働者12人、無回答3人。就業形態、一般労働者16人、短時間労働者8人、無回答2人という内訳になっています。

次に、昨年6月以降の基本給の改定があったかどうかについて、引上げの回答があったものが10人、引下げが1人、改定があったけれど引き上げ、引き下げの内容については無回答が2人、なかったというものが5人、全くの無回答が8人となります。

問5は、電子部品等製造業最低賃金が定められていることについて、知っていた、知らなかったが同数の13人ということになっています。それから、電子部品等製造業最低賃金の額について、知っていたとするものが10件、知らなかったが3件となっています。

次の、問いの6、電子部品等製造業最低賃金を改正するべきかどうかという問合せに対しまして、改正するべきと回答した人が17人、改正する必要ないは5人、無回答4人ということです。改正すべきと答えた労働者が、幾らが妥当かというところですが、一番多い額が1,000円で、5人です。続いて900円が2人、あとは854円から1500円までの間で一人ずつ計8人の回答があり、2人が無回答という状況です。

続いて、資料4には、それぞれ回答いただきました使用者と労働者の比較表を載せております。こちらで御確認いただければと思います。

それから、資料ナンバー5につきましては、使用者の回答内容を、資料ナンバー6は労働者の回答内容を載せています。

以上が鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に係る書面による意見聴取の結果ということになります。

続いて、関係資料の説明をさせていただきます。

〔資料説明〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、今御説明いただいた点について、質問

等ありましたらお願いします。

○石川委員 書面による意見聴取の資料についてですが、最初の発注者向けの書面による意見聴取と、二つ目の使用者向けの書面による意見聴取というのは、多分同じように企業に質問されていると思いますが、回答されている相手というのは、あるいは依頼した先というのは全く違うのでしょうか、それともかなり重なっていますか。

といいますのは、発注者向けの書面による意見聴取の方で、3の④、⑤、⑥の辺りですか、直近1年で下請事業者からの労務費の下請代金の引上げ要請が10件のところが要請されましたというところで、③、④を受けてなので、時期が違うのかもしれませんが、それに対して協議に応じているところが12という御回答があつて、応じたけれど反映しなかったとか、応じなかったというところは、そういう回答は非常に少ないという印象を受けました。

一方で、使用者側の書面による意見聴取で、下請発注単価の変動はありましたかというところに関して、変更なしが全て、全てというか、14対5で圧倒的に変更なしが多くて、これ、同じようなことをお尋ねしているのに、片方がそういう交渉をやって変えましたよという御回答が多数で、もう片方は変えていませんというので、どういう状況なのかというところを説明いただけますでしょうか。

○片山賃金室長 まず、発注元に対する書面による意見聴取としては、電気機械器具製造業として県内で労働保険の成立している事業者のうち、労働者50人以上の事業者を把握いたしまして、そのうちの35社を対象として実施しています。それに対して、使用者に対する書面による意見聴取については、基礎調査で有効回答があつた事業者のうち、それぞれバランスを考慮して、東・中・西それぞれの事業所ごとに、それから規模ごとに振り分けて、トータルで39社を選定しています。基本的には、それぞれの調査については、重ならないように配分しているつもりですが、若干一部重なっているところもあるかもしれないというところです。

○石川委員 そうしますと、発注者向けの書面による意見聴取の方が比較的規模の大きな企業に集中してお尋ねするような形になっていて、使用者側の書面による意見聴取については、バランスを取っている分、中小零細みたいなところも含まれていると理解すると、どちらも実態なのですが、どちらかといったら、発注者側の書面による意見聴取よりも使用者側の書面による意見聴取の方が実態に近いというふうに考えていいですか。

○片山賃金室長 それについては何とも言えないところです。

○石川委員 分かりました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、ほかにありますでしょうか。

○河村委員 労働者あての書面による意見聴取の資料で、まず、整理番号の5番の方、年齢69歳ということですので、適用除外、38番の方も74歳ということですので、これも適用除外かと思えます。主な仕事の内容ということで、ここだけで判断することはなかなか難しいと思えますが、例えば17番の方、板金加工、そもそも電機の最低賃金適用なのかというようなところでは、18番の方も、製品梱包・出荷等々、もう少し整理が必要ではないかと思いましたので、発言させていただきました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○森本委員 河村委員の発言に加えてですが、先ほどの9番の方は、勤続年数が4か月、それから22番の方は3か月ということで、この方々も内容的には6か月以上にはなっていないと思えますので、適用外だと思えますが、情報はたくさん欲しいので、ちょっと微妙なところではありますけど、適用除外者は除外者と分かるようにでもしておいてもらったら、もう少し見やすい資料になるのではないかなと思うところと、先ほどあった、5番の方なんか、賃金が下がったと書いてあって、そこを先に見たんですけど、後から見ると69歳と書いてあるところもあって、もう少し資料の精査という部分は必要ではないかと感じています。以上です。

○片山賃金室長 大変失礼いたしました。これは次回、もう少し確認させていただきたいと思えます。

それで、一つ、17番の板金加工というところですが、業態として、例えば配電盤等、こういったものを作る事業者につきましては、電気機械器具製造業に分類されるということに、産業分類上なっています。その形でいくと、こういう板金加工というのもあり得るということでは認識しています。18番、梱包包装というのは確かに該当のものではないかもしれませんが、一応御回答いただいたものを載せているというところで御理解いただければと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、ほかに御意見等ありますか。

(なし)

○佐藤部会長 では、取りあえず議事の1番目はここまでとして、また何かお気づきの点がありましたら御発言をお願いいたします。

では、議事の2番目です。金額審議についてになります。

金額審議に入る前に、前回の第2回鳥取県最低賃金専門部会において、事務局から特定最低賃金についての説明がありました。特定最低賃金について特徴的な点を4点ほど上げさせていただきたいと思います。復習になりますが、結構忘れがちなところがありますので、確認していただければと思います。

企業内の賃金水準を設定するに当たって、例えば当該企業内の労使関係が脆弱である中小企業、小規模事業者における労使交渉等の取組を下支えし、また、補完的な役割を果たすものであるというのがまず1点目の特徴になります。

2点目、産業別最低賃金額は地域別最低賃金額を上回るものでなければならないことということで、鳥取県の最低賃金は854円となりましたので、これを上回らなくてはいけないという点を御留意いただければと思います。

3点目、地域別最低賃金の審議については、公・労・使三者構成の立て付けであるところ、産業別最低賃金の審議については、とりわけ関係労使のイニシアティブ発揮が求められるものであり、労使当事者間によるより一層丁寧な話し合いの下で意思疎通が図られることが期待されるものであることということなので、労使で丁寧に話し合っていたいただきたいというのが3点目です。

4点目、産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいことということで、地域別最低賃金の方は残念ながら全会一致に至りませんでした。こちらの方は全会一致を目指して審議をしていただきたいと希望しているところであります。

以上、4点の特徴があります。

今年度、労働者側の申出に係る労働協約における賃金の最低額が時間額902円です。今年度の鳥取県最低賃金額が時間額854円ですので、県内における電機産業を取り巻く状況等を考慮し、上回らなくてはならないという説明が先ほどありましたので、854円を上回る855円から、先ほどお示ししました労働協約における賃金の最低額が時間額902円ですので、この855円から902円の範囲内で、労使双方の意見を踏まえ、労使のイニシアティブによって全会一致の議決に至るように審議を進めていきたいと考えています。

また、例年はそのようになっているところですが、今年度は地域別最低賃金と同じように、公益委員も積極的に話し合いに参加するというので、こちらも公・労・使の三者構成を維持しつつ、全会一致を目指して、皆さんが納得のいく金額を設定していきたいと考え

ているところであります。

では、金額審議に早速入りたいと思いますが、私と労働者側委員の河村委員と使用者側委員の西本委員との三者でまず打合せをさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

(異議な)

○佐藤部会長 では、15分程度お時間をいただきたいと思いますが、事務局で会場の案内をお願いします。

[三者協議]

○佐藤部会長 お待たせいたしました。再開します。

それでは、労働者側、使用者側、それぞれ話合いの時間を持ちたいということでしたので、そのようにしたいと思います。20分でよろしいですね。

(異議なし)

○佐藤部会長 労働者側、使用者側、それぞれ20分間、協議をしていただきたいと思えます。では、会場の案内をお願いします。

4時25分まで休会します。

[各側協議]

○佐藤部会長 それでは、皆様お戻りになられたので、再開したいと思います。

各側に分かれて審議をしていただいたところですが、金額の提示と根拠についてお願いしたいと思います。

まず、使用者側からお願いします。

○西本委員 使用者側は、実は折り合いがつきませんでした。金額の提示なしということをお願いします。金額についてはこれからまた調整していきます。

基本的なところは、多分、今年度もとても厳しい経営環境に置かれていますので、事業の継続と雇用の維持というのを第一に慎重に判断したいということで、なかなか金額幾らというのは出ませんでした。やはり、企業物価が8月速報で9.0%、これはもう1年前から8%から9%で推移しています。それから、影響率が2021年度で、実績20.8%、2022年度は855円とすると26.3%で、かなり影響が大きい。これを855円の近辺の方だけではなくて、賃金テーブル的にいえば、影響を受けない人も何らかの底上げになって、かなりの影響があるのではないかと予想されます。

それから、中小企業庁の白書も、中小企業・小規模事業者とも資金繰りに関する指数は依然として厳しい状況で、コロナ前に戻っていません。それと、労働分配率は、小規模8

5%、中小で80%ということで、なかなか賃金に回す余力もないということですが、これはネット上を見ますといろんな見方がありまして、紹介する程度にとどめたいと、あまり見ないことにします。

それと、いわゆるゼロゼロ融資が2023年、来年の5月から利払いが本格化しますし、この元金は5年据置きですので、あまり話題になっていませんが、そういうこともあります。それと、物価高や、この業界の原材料費の価格転嫁は、基本的にはできていないというふうに見ています。労務費は言わずもがなです。それから、価格転嫁については、拒否した企業名の公表などいろいろ言われていますが、空手形では使用者側は賃上げができないと、成果が実感できてからだといいところです。

マイナス要素ばかり並べ立てますが円安もマクロ的には超優良企業には有利で、企業収益に大きく寄与し、法人税収も増加し、GDPは上がりますと、そのとおりになっていますが、一方で、中小にとっては極めて不利という現状です。

それから、エネルギーコストも産業用電気料金は高止まりしていますし、この間、OPECプラスも減産を決定したということで、80ドル近辺まで下落していたものが、今後どうなるか分からないのでガソリン代というのが無視できないということで、某事業所は自社配送に切り替えて対処していると、運送業者さんに頼むと少し割高になってしまうということです。

人手不足、それから人口減少ということで、これは前回の河村委員の回答にもなるかと思いますが、今は外国人労働者頼みの感があって、特に技能実習生というのは、本来の趣旨から逸脱した運用との意見もあります。しかも、あくまでも短期、数年で帰るという前提です。つまりは、人口減少、人手不足という進化圧に、この業界だけではなくて、日本全体、各産業がどう対応するのかということで、例えば、もうAIとか無人化、自動化という方向感になるのではないかと思います。そのためには人、物、金が必要で、それらも一朝一夕にはできませんし、時間も掛かるので、これは真剣に考えないといけないでしょうし、スーパーなども無人レジとか、そういう方向感になっています。

明るいニュースとしては、製造業の国内回帰、基幹部品の国内生産への移行のニュースが続いているということと、県内では、先日地元紙の報道で久々にいいニュースが流れました。それから、足元の完全失業率が全国で2.5%、県内の雇用情勢もいいと、こういうところもいいニュースです。

否定的な話ばかりしましたが、一方で、これ、感情論になるかもしれないのですが、鳥

取県における産業の魅力向上のための特定最低賃金の持つ意義というのは、前回の勉強会でもありましたし、この辺は労使ともに異論はないと思っています。電子・デバイスや情報分野などは、国の根幹産業の一つだと私は考えていまして、電機の大手企業がなくなっ
てから10年ですが、鳥取県においても決して斜陽産業ではなく、成長を期待する分野だ
と思っています。

地域別最低賃金の引上げ額がここ最近、想定以上でして、電子部品等製造業最低賃金は、
いずれは地域別最低賃金にのみ込まれる、あるいはのみ込まれつつあるという面からも、
この業界含めて、いろいろな方面に、今回あまり間違ったメッセージを送りたくないと思
っていまして、本来なら最悪4円キープ、できれば5円に反転していきたいという気持
ちは持っていますが、足元の現実は大変厳しいということで、金額提示ができません
でした。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側、お願いします。

○多久和委員 労働者側から、お手元に資料を配付しています。金額提示は後ほどという
ことで、まず資料の説明をしたいと思います。

データと、あとグラフがありますが、グラフには岩手県、秋田県、そして鳥取県、大分
県のこの10年程度の特定最低賃金の推移を記載しています。なぜ岩手県、秋田県、大分
県の対比かという、データの方になります、おおむね似通った状況のところを抜粋し
て対比しています。少し距離がありますが、そういう形で岩手県、秋田県、大分県と、あ
と参考でグラフには島根県も載せています。対象のデータを並べて、特定最低賃金の推移
を見ると、似通った状況であるという対比です。

やはり見ますと、この10年鳥取県の特定最低賃金の上がり幅というのが、グラフとし
ては寝ているという現状が見えます。10年程前は、そういった意味では、岩手県、秋田
県、大分県と比べますと、かなり主導権といいますか、差が鳥取県の方が高いというよ
うな状況でしたが、2014年、2015年ぐらいのところでは追い付かれ、以降で追い抜か
れています。実情でいえば、状況としては似通ったところではありますが、やはりこの間、
4年、5年のところで特定最低賃金の優位性みたいなのが示せないような形で、なかなか
上がっていかなかったというのが現状としてあることを示しています。以上です。

○佐藤部会長 では、引き続きお願いします。

○森本委員 先ほどの資料ですが、少しだけ補足しますと、全て上げさせてもらっている
のはDランクというところでありまして、工業統計調査に記載されていますが、従業員数

の中で、電機産業に関わっている方の割合というのは27.56%で、全国ランクでも2位というところで、主要産業であるということは確認いただけると思っ

ているところでは、あと、今日頂いた資料はまた精査をさせていただきたいと思いますが、資料で意見聴取結果からの比較表として使用者と労働者の比較がありますが、例年と比較すると、労働者側もそうですが、使用者側でも改正するべきという方がかなり増えているような印象を受けています。これまでですと、数名というよう

なところでしたが、比較的多くの企業で改正するべきというよう

な認識を持たれているというところで、最近、人が集まらないことによる廃業なども出てきていまして、賃上げによる影響というよりも、人が集まらないから廃業せざるを得ないというよう

なところでいけば、自分たちのところだけで賃金を上げるのではなくて、公正競争の観点で全体的に上げていってほしいというよう

な形で、マインドチェンジしていっているのではないかと感じているところでは、先ほどの岩手県、秋田県、大分県、鳥取県、島根県のグラフ、あと、これまで検討してきた内容で金額を提示させていただきたいと思っ

たと思いますが、皆さん御存じのとおり、物価上昇をかなりしてきていまして、8月の全国の前年同月比でいきますと3%、これはエネルギーとか食品も入っていますが、鳥取だと車を使われるので、やはりその辺もかなり影響はあると思っ

調べまして、一つの観点は、これは工業統計調査のデータですので、区分けとしては30人以上の事業所という区分けがあるわけですが、4人から29人の事業所、比較的小さい事業所という位置付けで見て、そのまず一つは、従業員数の並べ替えで見ています。4人から29人の事業所の総人数です、各県全部並べまして。例えば鳥取県の場合でいきますと、従業員数が4人から29人の事業所の総人数が1,142人ということになります。同じような数字が、岩手県が1,153人、秋田県が1,128人、石川県が1,025人ということで、そういった観点から、事業規模、人数規模という見方がまず一つあります。もう一つの観点は、1人当たりの付加価値の部分での並び替えということです。従業員数が同じでも、やっている事業の付加価値の違いが出れば、当然賃金にも影響が出るだろうということで、1人当たりの付加価値で並び替えたものになります。そうしますと、同じように、先ほど言いました4人から29人の事業所のところで線引きをしますと、大分県、岩手県、岐阜県、秋田県というような県名が出てくるので、比較的、事業規模、人数が似通ったところを抽出したということになりますので、その点補足をさせていただきました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○西本委員 森本委員、41円アップの計算式を教えてください。

○森本委員 計算式ですか。ざっくりとですが、基準となっているのは825円、今の電機の最低賃金を基準で考えています。まず、物価上昇、8月度で3%の部分で25円、春闘結果の部分で、300人未満で1.96%というところで16円というところで足し合わせて41円です。総合的に勘案したということで御理解いただければと思っています。

○西本委員 消費者物価指数3%で、幾らで見えていますか。

○森本委員 25円です。

○西本委員 25円と、連合の賃上げの1.96%で16円相当ということですね。

○森本委員 先ほどのグラフですね、寝ているので、やはりもう少し起こしていきたいという部分も、そういった部分には加わっているということです。

○西本委員 河村委員、過去のことが分からないのですが、2009年に、まだ電機の大手企業があったような頃ですが、101円、地域別最低賃金との差があったのですが、この差がだんだん少なくなってきましたね。今で足元4円と、この辺の当時の交渉というのはどのような感じでしたか。要するに、先細りじゃないですか。労使の話合いの中で、本当にいいの、これというような、そんな話なのか、やっぱりこうだねという、そんな話な

のか。

○河村委員 私も2009年は携わっていませんのでよく分からないわけですが、私が携わったのが2014年からになってきます。それまでは、確かにゼロ円とか1円とかという改定額があったように記憶をしまして、その当時よく言われていたのは、やはり電機の大手企業がなくなって、主たる事業所がなくなって、その裾野である企業もなくなっていったというような背景があったと聞いてはいます。ただ、2014年からは比較的金額が上がってきた年になります。鳥取県の電機の特定最低賃金のカーブを見ていただくと、若干ではありますが、2014年から15年はアップが、少し角度が変わっていると思います。これが結局、地域別最低賃金の引上げ額が上がってきた傾向にあります、この年ぐらいからです。

ただ、そうはいいながら、地域別最低賃金のアップに比べて特定最低賃金のアップが追いついていない状況がずっと続いてきたというのは記憶をしまして、なかなか他県との比較等、特に島根県に抜かれたのが2017年ぐらいだったかと思いますが、その辺りも交渉の中では、隣の県ですから、特に県西部での影響というのを考えれば、やはり島根県に付いていくべきじゃないかというような議論はありましたが、なかなか御理解いただけず、そのままの鳥取県の特定最低賃金のカーブで来てしまったというのが現状だと思います。

これは個人的な意見ですが、2015年から2017年の辺りで、本来であればやはり鳥取県の電機の特定最低賃金の在り方、地域別最低賃金との位置付け、そういったところを見直すタイミングはこの辺りではなかったのだろうか、今思えばそう感じるわけですが、なかなかそれがかなわなかったということです。そういったことも踏まえて、今年は少し改善方向に振らせたいと労働者側としては思っています。

○西本委員 分かりました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、その他御意見はありますか。

○西本委員 もう一つですけれど、これは非常に難しいのですが、昨年の中央最低賃金審議会の目安28円、これはもう誰も分からないので、それについては理由を求めようと思いませんが、昨年、鳥取県最低賃金を29円上げました。それを特定最低賃金の世界観でしゃべっていいのかというのはあるのですが、29円上げて、電子部品等製造業最低賃金は16円引上げの825円にしましたが、825円にしたことによる効果、どんないいことがあったのだろうかというのは、誰も分からないでしょうか。協議の中で紆余曲折があっ

てこの電子・デバイスの産業界、産業において、809円から825円にしたと、その効果、16円上げたことによる効果というのは分かりませんか。

○河村委員 その効果、なかなか難しいと思いますが、どういった効果を求められるのかだと思います。雇用なのか、例えば生産量なのか、利益なのか、何なのかです。正直いって、どれを取っても効果は出せないと思います。直接的な効果として出せるものはないのではないかと私としては思っています。

○田中委員 実は、さっきの質問というのは、私が聞きたかったところなのです。28円にこだわっているわけではないというのは西本委員から言われたとおりでして、その効果が見たい、例えばさらに今回33円プラス1円で、それをやったことについて、また来年もこういった審議会を繰り広げられるわけですね。そうしたときに、ああ、やはり上げてよかったとか、そういったことについて、せつかくこういった審議会があることについては、それなりの価値があると思います。ですから、そこが正直言えば、見たいのです。その項目としては、雇用なのか、それとも、要は会社として、もしくは暮らしがよくなったとかそういったこと、もう何でも構わないです。基本的には、要は労働者側からすれば、労働者の生活が豊かになりましたというふうな部分、それを例えば春闘なんかで交渉する上で、そういったことも会社側に訴えるわけでしょう。そういうことで何かあったら、その項目でも結構ですので、見せていただきたい。そうすると、我々使用者側としても、いや、こういう効果があったのだから、もう今回もこれでいこう、例えばそういったことについても、何らか腹の中に落とすことができるということになります。それが、28円にしたって、33円にしたって、全くと言ったら失礼ですが、見えないので、せめてそういったことについての分析だけでもしてほしいと。その分析があれば、我々としても33円のプラス1円であるとか、それから902円であるとか、そういったところの範囲の中で、はどここがいいのかということというのは見えてくるとは思っています。

○河村委員 あまりここで話合いをしても多分結論は出ないと思いますが、効果ということになると、一つは、特定最低賃金がやはり16円上がったことだと思うのです。それは、当然労働者側にとっては直接的な効果だと思います。もう一つというか、今の電機の特定最低賃金の位置付けを見ると、全国の中で40都道府県が電機の特定最低賃金があり、ないところが7県あります。その中で、鳥取県は何番目だと思いますか。最下位なのです、断トツ最下位です、電機の特定最低賃金。その状況であるのに、例えばそこが幾ら上がって、最下位を脱して電機の最低賃金の各県の中で中ぐらいまで上がりましたという

ことになる、例えば労働移動の関係だとか、そういったところがもしかしたら見えてくるかもしれませんが、正直、今の状態というのは、もう最低、鳥取県の電機の特定最低賃金というのは全国最下位の位置付けがずっと続いているというのが現状です。そういった状況の中で、例えば去年幾ら上がったから、それに対しての効果が幾らあるかというのは正直なかなか出せないのではないかと思っております、例えばそれをもう少し長期的に見て、ほかの都道府県との位置付けが似通ってくるのか、隣の島根県なり近隣県を追い越すだとかみたいなことになってくると、少し見えてくるのかもしれないかなという感じは持っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○田中委員 切りがなくなるので。ありがとうございます。

○佐藤部会長 では、その他御意見等ありますか。

○谷口委員 賃金の上げた効果というのはちょっと分からないとしても、このグラフについてですが、先ほど、2017年から島根県、その他の岩手県、秋田県、大分県に抜かれたタイミングが17年だという話でしたよね。ここらの、なぜこれが逆転されたのかというところの背景についての分析というのは必要になってくると思います。電機産業の主要な企業がなくなった場合、ほかの県はどういう取組をしたのかとか、鳥取県はそこでお菓子工場であるとか、そういうのを誘致したわけですね。ちなみに、今の求人広告なんかを見ていると、先週などはお菓子工場が何件も求人広告を出している。この頃、鳥取県は、結構電子機器の産業が出していたのです。なぜなのかというところも含めて、やはりその辺は分析する必要があると思います。安易に先ほどのここが何%上がったから25円、これが1.9%上がったから16円では、ちょっと安易なのかなと思って聞いたのですが、その根拠の説明というのもまだ不十分なのかなと思います。結局、電子部品等製造業の特定最低賃金を決めるに当たって、産業がそこまで成長していない状況で、それを他県と同じように扱って追従していくのかというところは疑問視する部分があります。例えば島根県なんかは、パソコンやタブレット端末の製造の大手企業があり潤っていますし、ほかにも大手企業がありますが、鳥取県はどうなのか。そういったところで力を掛けているところも、県の産業として育てているという部分も含めて、この特定最低賃金を検討していく必要があるのではないかなというのは、私の個人的な考えかもしれないのですが、他県がどうかというのは、鳥取県の今の状況も踏まえての、そこを分析する必要はあると感じています。以上です。

○河村委員 谷口委員からせつかく御質問をいただいたので、分かる範囲でお答えをさせていただきますと思いますが、島根県に抜かれたのが2017年です。抜かれたタイミングというのが2017年なわけで、実際のところは見えていただいたとおり、グラフのカーブが違う。では、カーブの違いというのはどこから来ているのかということだと思いますが、それが全てではないとは思いますが、一つの要因としては、この最低賃金決定要覧を見ていただいたら分かりますが、例えば島根県と鳥取県を見ていただくと、98ページと99ページになります。鳥取県は98ページだけです、この電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金と、これは見直しがなくなりましたが、各種商品小売業、この2つです。隣の99ページの島根県を見ていただくと、鉄鋼、はん用機械・生産用機械器具、電子部品・デバイス等、自動車製造、百貨店・総合スーパー、自動車小売、これだけ特定最低賃金があります。

金額を見ていただくと、島根の場合鉄鋼が高いのです。99ページの上の方に書いてありますが、島根県の鉄鋼、圧延業とかというところが954円ということになっています。生産用機械のところが930円、電子・デバイスが853円、自動車の部品が919円というような形で、この中でも電子・デバイスというのは、位置付けが少し低いですね。この電機の最低賃金の審議をするのと同じように、島根県ではこういった特定最低賃金の審議も行われていまして、当然この金額でいくと鉄鋼がリードをしていくわけです。その鉄鋼が先に決まり、その後、高い順に決まっていくということで、ほかの産業も追従していくわけです。そういった力学が働くというのがまず一つではないかなと思っています。

だから、他県においては、特定最低賃金の種類が比較的多いんですね。鳥取県の場合は、電機産業しか今現状、実態としてはないということ、ここは非常に大きいのではないかなと思います。

もう1点ですが、鳥取県の中における電機産業の位置付けというところですけども、私の持っている資料で、少し古いのですが、鳥取県の県内の総生産が約2兆円弱、最新だと若干、西本委員が詳しいかもしれませんが、1兆9,000億円ぐらいの、これは平成30年のデータになってしまいますが、県内の総生産額が1兆9,000億円程度ということになります。パーセンテージ的にいくと、その中で製造業が13.8%ということになっています。分類の中では、一番大きい分類になります。その次に大きいのが、不動産業で11.2%ということになっています、ここは参考までです。

製造業が13.8%の中で、では、製造業の中でこの特定最低賃金の位置付けになって

いる電子部品・デバイス関係がどれぐらいを占めているのかというと、ちょっと細かいのですが、情報通信機械器具製造が3%、電気機械器具製造が11%、電子部品・デバイス・電子回路が19%ということですから、製造業の中の33%ぐらいを占めていまして、そのくくりでいくと、その次ということになれば、鳥取県の場合は、食品製造業が20%です。ですので、鳥取県の中でいう製造業の位置付けというのは、全体の産業の中では13.8%で、いわゆる分類からすると製造業がトップになります。その製造業の中の分類で見ると、電子部品・デバイスの関係が33%ということで、製造業の中でもトップ、これが現時点での鳥取県における電機産業の位置付けだと認識はしています。参考までに。

○西本委員 今、鳥取県と島根県を比べておられましたが、これは、例えば島根県は69社で7,200人、電子・デバイスが、鳥取県が181社で7,750人。やはり鳥取は小規模のところが多いということですかね、集約され切れていない、だからこういう議論をしたときにどうしても低くならざるを得ないということと言えますか。

○河村委員 専門ではないですが、おっしゃるとおりだと思います。基本的に、やはり島根県の場合は、2社の大手企業があり、そのほかにも比較的大きな会社があります。ですので、携わっておられる従業員の数というのは違ってきます。それは、先ほどお配りした資料を見ていただいても分かるかと思います。島根県の従業員数のところを見ていただくと、そんなに違わないですね。鳥取県が9,218人、島根県が9,321人で、先ほど言いました30人以上と4人から29人のところで見ると、若干差があったように記憶をしています。御提示をさせていただいた資料には多分載っていないと思いますが、4人から29人のところで行くと、鳥取県が1,142人、島根県が378人。ですから、先ほど言いましたように、比較的規模が大きいほうが、30人以上の企業の方が島根県には多いということになります。そういったところも含めて、昔から島根、島根という話をしていますが、島根県とはそもそも、やはり産業の構造が少し違うのだろうというのもデータを整理する中でありまして、そういったところから今回、岩手県、秋田県、大分県というようなところをピックアップしたというのは、先ほど少し説明しましたが、4人から29人の比較的小さい規模の会社、従業員数が似通っている、しかも付加価値の部分も1人当たりで計算すると似通っている。ですので、全く的外れな比較をするのではなくて、似通ったところで比較をしていたときに最低賃金をグラフ化したのがこのデータということになります。

○西本委員 森本委員、先ほど公正競争の観点でという御説明がありましたが、具体的に

現場レベルでいって、これ、どういうことですか、よく分からなかったです。

○森本委員 例えばですが、同じ規模の会社があって、先ほども少し話をしたのですが、この会社は、だんだんもうそのまま廃業に向かっていく会社は賃金を上げないでもいいよね、人も入れなくてもいいよねという会社と、いやいや、これから伸ばしていこうよという会社でいくと、同じ仕事をしていても片方だけ賃金が上がるというようなことになるので、そういうことではなくて、全体で、もともとこの公正競争の観点というのはこの特定最低賃金の決定の要素には入っているのです、そういった部分で、全体で引き上げていきましょうということだと思っています。

○西本委員 これは、法律的な縛りはあるわけではなくてということですか。

○森本委員 いや、ただ、自分のところで集めたいのだったら、自分のところだけ上げたらいいじゃないですか。そうではなくて、全体で上げていきましょう、電機産業を盛り上げていきましょうという部分もあって、全体の引上げを望まれている方が多いのではないかと今回見たというところです。

○河村委員 補足すると、基本的には、今、森本委員が言われたことだと思いますが、使用者の皆さんが賃上げをという意見、賃上げをするべきという意見が増えてきている背景というのは、当然特定最低賃金を引き上げること、そこを見なくても、自然の上での労働市場の競争というのは当然起こっているわけです。現に、今現在も人がなかなか採用できないということで、初任給を引き上げている会社が非常に増えているというのは現状だと思います。ただ、そうすることによって、同じ仕事をしている、例えば新規採用を求めない企業との間で公正競争が働かないわけです。そうなってくると、片や、新規募集をかけて人を採用したいから人件費を上げざるを得ないと考える企業と、そうではない企業との間に公正な競争が働かなくなってしまう。だから、全体を引き上げて、公正競争が働くようにしていきましょうということなのです。そもそも、この特定最低賃金の意味合いとして、賃金の不当な引下げによる競争を抑止するという機能もあると思うので、そういったところも含めて、全体を引き上げて底上げをするということでの公正競争だと思っています。

○西本委員 法律上の縛りがある話では別れない。分かりました。

○佐藤部会長 その他、何か御意見はありますでしょうか。公益の方も何かあれば。よろしいですか。

(なし)

○佐藤部会長 では、本日のところは使用者側からは金額提示ができないということと、

労働者側が866円ということで御提示をいただきましたので、次回はまたこの金額から審議を進めていきたいと思えます。

では、今日はこれにて閉会をしたいと思います、事務局からその他、何かありますか。

○片山賃金室長 次回、第4回専門部会につきましては、10月12日水曜日、17時50分から開催します。会場については、この会場、4階の大会議室で開催します。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○高橋労働基準部長 先ほど配付していただいた労働者側代表委員からの資料の取扱いですが、委員限りということなので、お願いします。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、本日の審議はこれにて終わりたいと思えます。今日もありがとうございました。